

# 資料集

## はじめに

ここに集めた資料のうち、1〜4までは、大阪市による仏現寺公園テント村行政代執行に対する異議申立として準備されたものである。このような「人間の声」をも無視して、大阪市は、四月七日、強制撤去してしまった。大阪市の暴挙に対しては、法廷で争うべく、いま、大阪地方裁判所民事部へ、代執行による損害賠償を求めた訴訟を起した。

5〜6は、全国のキリスト教会、学校へのアピールと越冬闘争の中間報告である。本文と一部重なるところがあるが、資料として残すためあえてここに収録した。

これらに対する大阪市の反論もあるが、これまでのもは、何らとりあげる価値がないと思う。きわめて、形式的なもので、およそ人間の生活や感性に触れて来るものがない。あるのは、釜ヶ崎への敵視だけである。何枚かの写真はそれを証明している。

## 1. 異議申立書

大阪市指令(公)第七三四号公園内無断占用物の除去についての原状回復命令及び同第七八八号代執行命令はいずれも不服であるので左記のとおり異議申し立てをする。

昭和五二年二月一八日

大阪市西成区鶴見橋一丁目七〇一五

中尾文化内

申立人

稲垣 浩

大阪市北区伊勢町三六第三新興ビル六階

右申立人代理人(連絡担当)

弁護士

松本 剛

大阪市浪速区元町二〇二七〇一五

阪本ビル八〇二号

上坂合同法律事務所

同

浅野 博史

大阪市北区源蔵町五

佐々木哲蔵法律事務所

同所

大沢 龍司

同

後藤 貞人

大阪市長  
大島 靖 殿

記

申立の趣旨

大阪市指令(公)第七三四号による原状回復命令及び同第七八八号代執行命令はいずれもこれを取り消す。

申立の理由

一、申立人は、第七回釜ヶ崎越冬闘争実行委員会を中心メンバーとして、釜ヶ崎労働者の生存を確保するため、大阪市の管理する秋の茶屋北公園内に仮設の雨よけ等を設置して、職と住居を有しない労働者に対し、炊き出し、医療斡旋、仮眠所の提供等をなして越冬対策を行っていたところ、大阪市は昭和五二年一月二四日付、大阪市指令(公)第七三四号をもって、右雨よけ等の除去を内容とする原状回復

命令及び同第七八八号の代執行命令を受けた者である。

## 二、本件命令の違法性（手続について）

本件各命令の根拠は、原状回復命令の記載によれば無許可占有にあると思われる。ところで釜ヶ崎越冬闘争実行委員会は、昭和五一年一月一八日に釜ヶ崎労働者の越冬対策の観点から、本件公園の使用許可の申請をした。ところが大阪市はこの申請に対し、都市公園法第七条各号に該当しないものとして、この申出を不許可にした。しかしながら、前記委員会は昭和四五年より毎年釜ヶ崎労働者の越冬対策を行い、そのため昭和四五年から昭和四九年までの四年間は花園公園の占有許可申請をし、これに対し、大阪市の方では同法第七条第六号の集会に該当するものとしてこれを許可していたのである。従って従来の取扱

いから言えば、本件においては占有の対象となる公園が花園公園から萩の茶屋公園にかわっただけにすぎず、その公園内の仮設建物としては、今回は前回の許可の時とまったく同じであり、又その使用目的も従来許可されていたものとなんら変わるものではない。従って今回の昭和五一年一二月末になされた公園占有許可申請に対する判断が同法第七条に該

当しないというのは、従来の解釈に反するものである。従って大阪市としては、前記の許可申請については従来通り同法第六条第七号に該当するものとして、その他の占有の許可の要件の許否を判断すべきであったのに、それを怠った違法があり、右違法を前提として発生した本件無許可占有については、その違法を補正せずして行政手続を進行することは許されない。なお念の為に本件公園の占用範囲は公園の内にテントを三張り設置するものであり、又その目的も既に述べた様に釜ヶ崎の労働者の生存権確保の為であつてみれば、同法第七条本文の要件もあわせ具備することが明白である。従って各命令書はいずれも取消されるべきである。

## 三、行政代執行命令の違法性

行政代執行法第三条第二項によれば代執行命令書には代執行を為すべき時期の明示が要求されている。ところで本件代執行命令書に記載された代執行を行う時期は昭和五二年二月一八日から昭和五二年二月二十八日までという約一一日間に及ぶものである。これらの約一一日間の記載は世間の常識によれば時期ではなく期間である。特に除去物件の内容についてみれば、主なものといえは架設物件（便

所小屋からジャンゲルジムに架設の丸太三本、たたみ四枚、ござ二枚）のみでこの他は単なる旗程度のものでしかない。従つてもし代執行を行うとすれば、二三人がかりでもってせいぜい半日もかかるものでなく、ことさら一一日間の期間を記載しなければならぬ必要性は存在しない。むしろ同法が代執行命令書に代執行をなすべき時期の明示を要求したのは、代執行手続の対象者にも現場に立会わさせて、その手続の公正さを担保としようとの意図に出るものと考えられるが、前記記載では一体いつ立会すればいいのかまったく不明であつて、これをもつて同法記載の代執行を為すべき時期を通知したとは到底いえないのである。かかる意味においても本件代執行命令はその手続に瑕疵を有する違法なものであつて取消されるべきである。

## 四、本件命令は憲法第二五条に違反する。

1. 釜ヶ崎労働者は、例年、暮から正月にかけて仕事がなくなるため、食を失なつて餓死の危険にさらされ、ドヤ代に窮して寒空に凍死する例が絶えなかった。特に本年は不況の長期化にともない、未だに右の状態が続いている。これに対し、大阪市は何ら積極的な対策を講じることなく唯形式的に従来の慣行を

踏襲し、餓死、凍死者の増大を無視して、一月一〇日越冬対策を終了した。(なお、このような大阪市の越冬対策がなされている間にも、施設に収容されない二〇〇人近くの者が寒風の下で一夜をおくっているのである)

右の大阪市の怠慢こそが、この釜ヶ崎越冬闘争実行委員会による本公園の占用を必然ならしめたのである。現に未だに本公園内に設置した施設によってかろうじて生を保っている労働者は常時七〇〇名(食事は一日二〇〇食以上)にのぼっているのである。これらの者の生命は大阪市が除去を命じる施設によって保たれているのであるが、右労働者らが、本件命令によって寒空に放置されたときはその生存をすら維持できないであろうことは容易に推察し得る。

2. にもかかわらず、大阪市は右事情を熟知しながら何らの代替措置も講じることなく本件各命令におよんだ。正にこれは殺人行政と称すべきである。

本来行政は、憲法第二五条を指針としてなされるべきところ、本件命令はその無感覚さにおいて戦慄を覚える程、右指針に逆行するものである。

憲法第二五条の法的性質については論のわ

かれるところであるが、いわゆる朝日行政訴訟第一審判決は「もし国がこの生存権の実現に努力すべき責務に違反して生存権の実現に障害となるような行為をするときはかかる行為は無効と解しなければならぬ」と判示し、またプログラムの規定と解して、生存権の具体的権利を否定する学説さえも「国が生存権の実現に努力すべき責務に違反して生存権の実現に障害となるような行為をなすときは、その立法も、また無効となり、その処分も違法であるというべく：：」(憲法注解四八八頁)として、いづれも積極的に人民の生存権を侵害する行政処分を違法無効と解しているのである。

従って、何ら代替措置を講ずることなく、本公園内の労働者を排除することを目的とする本件各命令は憲法第二五条に違反し、違法というべきである。

五、なお、現在行政執行法に基づく代執行命令が発せられているが、本件異議申立に対する裁判がなされるまで、右執行は停止されるべきであり、仮に行政代執行手続を進行されるとしても、行政上の強制執行から直接強制を除外した趣旨に照らし、実力による代執行の強行は許されなことを付言するとともに、

もし、右に違反して強行されたときは、直ちに法的措置をとることを申し添えて、本件申立に及ぶ次第である。

以上

添付資料

一、陳述書

一通

陳述書

貴殿の命令は、釜ヶ崎日雇労働者の生きる権利をうばう殺人行政である。

第四回越冬闘争までは公園使用を認めておきながら、五回目になって児童公園であるからという理由のみで、公園使用申請を不許可にしたばかりか、更にはその息の根まで止めようとする行政の行為は言語道断といわねばならない。

貴殿の行為は、貴殿自身の怠慢のばくろを恐れるが故の姑息な責任回避ともいえる。

「仕事よこせ」「病院に入れる」という我々の切実な要求を聞き入れず、臨時宿泊所内に機動隊を導入し、強圧的に閉鎖を行ったことが、公園内での野宿、たき火、炊き出し、雨除けを今日なお存続させている最も根本的な原因である。いまだ多くの食と住を確保で

きない労働者達が存在するという事実こそが  
雨除け、炊き出し、たき火を必要としている  
のである。

貴殿が行政代執行を行う以上、しなければ  
ならないことが二つある。

一つは萩の茶屋北公園に集まっている仕事  
のない労働者に仕事及び生活の保障をするこ  
と。もう一つは、病人に対し形式的な呼びか  
けを行うのではなしに、病人側の申し出に素  
直に応じ、その入院先等を完全に斡旋するこ  
とである。

この二つのことをやらずして、公園から出  
てゆけという貴殿の命令は、我々にとっては  
「死ね」ということと同じである。

我々テント村で生活している者全員の気持  
は右に書いた通りであり、全員一致の意志で  
貴殿の原状回復命令と行政代執行を不服とし、  
異議申立に及んだのである。

昭和五年二月一八日

稲垣 浩

外萩の茶屋北公園使用者一同

大阪市長 大島 靖 殿

## 2. 意見書

△主旨▽

大阪市長 大島靖名により一九七七年二月  
十八日から二月二十八日までに予定されてい  
る萩の茶屋北公園に対する代執行の不当性を  
訴えます。

△理由▽

「人命」(人間の復権)よりも「公園の原  
状回復」を優先させる行政を認めることがで  
きません。

わたしたちは、昨年十二月二十五日より今  
日まで越冬のたたかいを支援し活動して来た  
都市問題を考えるキリスト者のグループです。  
とくに夜間の医療パトロール(十二月二十  
五日～一月十七日までは、午後八時、午前二  
時の二回、一月十八日以後は午後一回、参照

『朝日新聞』九七七年二月二日号△市内版▽)  
を通して、厳寒の釜ヶ崎の冬と接してきました  
た。この期間、平均一三〇人の労働者が野宿  
生活(青カン)を強いられることがわか  
りました。とくに、大阪市が臨時無料宿泊所  
をもうけた十二月二十九日から一月一〇日の間

においてさえ多いときは約二〇〇人(一月一  
日午前二時二〇六人、一月二日午前二時二〇  
〇人、一月五日午前二時一九六人)に達する  
野宿者(青カン)がおり、かれらは、萩の茶  
屋北公園(以下北公園と略)のたき火で暖を  
取り、炊き出しを利用し、また仮眠施設を利  
用してきました。

夜間のパトロール中、路上で発見された急  
病人やケガ人は、救急車で運ばれても応急処  
置のあと再び北公園へもどされるのです。ま  
さに野宿の労働者にとって北公園は「家」で  
あり「生活の拠点」なのです。だからこそ、  
救急車(大阪市消防局)さえ、再度、労働者  
をつれて来るのです(たとえば、一九七七年  
一月二十九日、府立羽曳野病院へ結核予防法  
三十五条の患者として大阪市役所から救急車  
で送られた三人の釜ヶ崎の日雇労働者が入院  
を拒否され北公園へ救急車でおくりかえされ  
て来まし)。

この様な状態は、今日まで続き、今なお一  
〇〇人前後(二月十五日、一二三人、二月十  
六日一〇三人、二月十七日一二〇人、いずれ  
も午後十一時現在)の労働者が、北公園を  
「家」として生活しています。とくに最近増  
えている、高令者、身体障害者(労災等によ





仏現寺公園テント村強制撤去の日「われわれは何処へいけばよいのか」  
(一九七七年四月七日 午後二時)

る)、病人(開放性の結核患者、肝臓病、心臓病)にとつては、仕事の保障、生活の保障がない今日北公園はまさに「生命の砦」といっても過言ではありません。

にもかかわらず、労働者の「生命と生活」を全く無視し、仮設工作物を除去することを口実に、公園から労働者の追いだしをはかりみすみす「死」においやるのみならず、行政の怠慢を隠蔽する今回の代執行をわたしたちは絶対に認めるわけにはまいりません。

一九七七年二月十八日

以上

KUIM釜ヶ崎越冬支援世話人会

大阪地方裁判所 殿

### 3. 意見書

私たちボランティアグループは、第七回越冬闘争実行委員会が行う越冬対策を、支援してきました。つきましては、昭和五二年二月一五日付、大阪市より越冬闘争実行委員会へ、萩之茶屋北公園の行政代執行が届いたことを、知らされました。私たちは公園に集まる日雇労働者の現実生活をかながみ、行政の非

現実的な手段に強く抗議するものです。私たちは、さる一月一日、大阪市長ならびに市民生局、市公園局へ要望書(添付書参照)を提出しました。しかしながら、現在なお、要望主旨に対してならん対策が講じられてないことに、強い憤りをおぼえます。以上の理由をもって、行政代執行令に反対を表明します。

昭和五二年二月一八日

釜ヶ崎地域問題研究会

添付書類一部

(釜ヶ崎における越冬についての要望書)

### 4. 釜ヶ崎における越冬についての要望書

△要望主旨▽

- 一、釜ヶ崎の日雇労働者の人権を尊重する事
- 一、市民として対処し、差別的待遇をやめる事
- 一、東京都なみに越冬の為の特別公共事業を興す事
- 一、労働者全員を収容でき、かつ、生活の保

障ができるまで民主的な宿泊所を開設する事

- 一、病気の労働者を完全に病院に収容する事
- 一、身体障害者に対する対策を講じる事
- 一、老人に対する対策を講じる事

△要望理由▽

例年、釜ヶ崎においては冬場、十二月、一月、二月の三ヶ月間は求人が著しく減少し、たとえその意志があつても就労は極めて困難な状況にあります。不況のどん底にあった昨年の冬場は目にあまるものがありました。

現在、不況を脱したというものの、求人は、以前の比ではありません。その一方で、食費、ドヤ代をはじめ、諸物価が高騰しているにもかかわらず、賃金は横バイで、労働者の生活は非常に苦しい状態にあります。これらは事實は西成労働福祉センターの報告がなによりも雄弁に語っています。

さらに、病弱者、老人、身体障害者の人々には、求人のあるなしかかわらず、就労は困難で常に生活の危機に追いやられています。現在、これらの労働者の多くは、廃品回収をする一方、労働者自らの手による炊き出しに

よってかろうじて糊口をしのいでいます。今年の冬は、とりわけ寒さが厳しいと言われる中で、労働者は日々の生活さえ困難で、まして貯金など不可能なままで正月を迎え、厳しい冬を闘い、ひたすら春を待つしかありません。このような状態の中で例年、多くの労働者が「青カン」を余儀なくされ、そのうちの幾人かは寒風の下で打ちふるえながら、冷たく死んでいっています。今年も十二月に入って、すでに三人の凍死者が出ています。これらの事実は、大阪市当局にあっても周知のことと存じます。しかるに大阪市当局の昨年の越冬対策を見る時、大阪市南港埋め立て地に臨時宿泊所を設けられたというものの、実質は隔離収容所であったと言っても過言ではありません。又、花園公園の使用を禁止、今まで、今年十一月十五日から翌年六月三十日まで同公園を閉鎖されたことは憂慮にたえまません。

私達は、今年の越冬にあたって大阪市が、先にかかげた項目の対策を速かに実施されん事を強く要望する次第です。

尚、実施にあたっては、呉々も人権を尊重される事と合わせて、一人の死者も出さない事を重ねて要望する次第です。

尚、これらの要望に対する具体的な回答を来る一月二十二日までお願い致します。  
一九七六年十二月十五日

大阪市長 大島 靖殿  
大阪市長 民生局長殿  
大阪市長 公園局長殿

要望代表者

釜ヶ崎協友会

S・ハイソリック

関西キリスト教都市産業問題協議会

前島 宗甫

釜ヶ崎地域問題研究会

小杉 邦夫

要望支持団体

日本基督教団 玉出教会

日本基督教団 天王寺教会

日本基督教団 南住吉教会

日本基督教団 大阪昭和教会牧師原田佳卓

在日韓国キリスト教会館

在日大韓キリスト教会関西地方会社会部

日本基督教団 浪花教会

日本基督教団 摂津富田教会

日本基督教団 大阪淡路教会

日本基督教団 河内松原教会

日本基督教団 大阪生野教会牧師 近藤善彦

日本基督教団 阿倍野教会  
日本基督教団 南大阪教会  
日本基督教団 天下茶屋教会牧師 石原保彦  
日本聖公会 大阪聖アンデレ教会

日本自由メソジスト教団 大阪東南教会

日本自由メソジスト教団 日本橋教会牧師集団

日本自由メソジスト教団 布施源氏丘教会

財団法人 神戸学生青年センター

日本聖公会大阪聖ヤコブ教会司祭 木村幸夫

日本基督教団 西成教会

日本基督教団 大阪北伝道所

日本基督教団 東梅田教会大正区伝道所

在日大韓キリスト教会西成教会



キリスト者越冬支援者の会  
(1977年1月23日 於西成教会)

1977.2.2  
第32号

# えっつ

オ7回  
金崎越洋行刊  
てん 632-4273

## 市更相で拒否された結核患者3名の

# 入院をなちとる

市内にある 結核問題の総元締め  
大阪市環境保健局へ行った。  
環境局予防課に対し、話し合い  
を行なう部屋を用意させ、交渉に  
入った。予防課からは、課長がト  
ンコしており、係長は四名がテ  
ーブルにいた。

交渉は、まず、我々の「今回の  
受け付け拒否」行政たらい回しの  
件とその責任の所在を明らかにせ

去る一月二九日  
救入行政をたらい  
回しにあった三名  
の結核患者の入院  
をなちとった。

昨日午後一時  
我が越々堂と三名  
の患者は、一日三  
九日のたらい回し  
の件と、入院をか  
らとるべく、本町  
A相場センタービ  
ル内にある 結核問題の総元締め  
大阪市環境保健局へ行った。

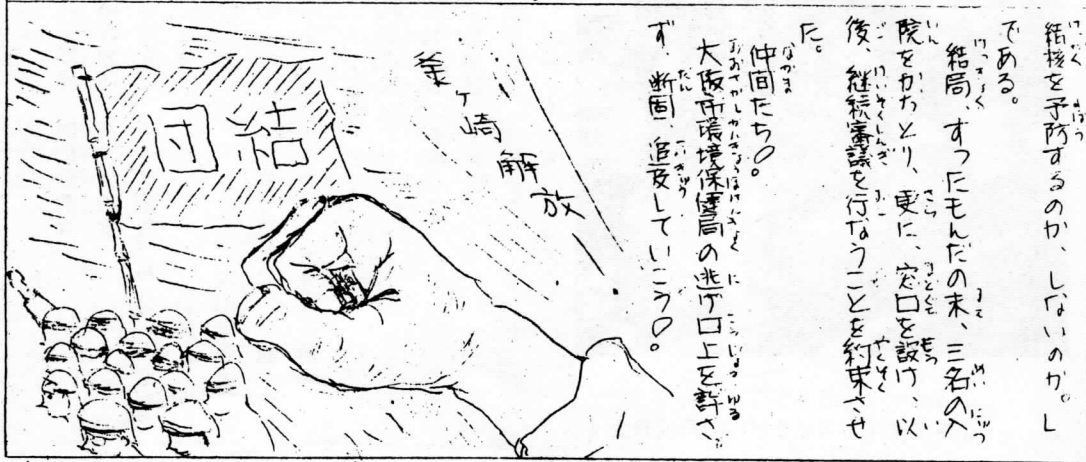
よ。しとていうところから始まった。  
結核予防課の係長は、「金崎に  
ついては市立東玉相設所です」と  
ひらきながらおつていたが、「市更相は  
実際に拒否している。拒否の責任を  
者はどうするか。アオカニー死  
しろというのか。さしてや、感寒の  
恐れは十分ある。何のための結核予  
防法か。しと追及するや、クーの音  
もでず、更に「環境保健局として  
は何の責任もなないのか、ハッキリし  
ろ。しと追及するや、今度は、「私  
ひとりでは何も云えせん。一応、  
上司や関係者と相談をしまして、  
しと顔面ソフ白になりオロオロ  
するばかりであった。

我々は、一個人と話をしているの  
ではない。朝九時に、役所に入った  
ら出るでは、個人の発言などとは  
しない。二人は二と、とんぼは役  
人でも答えられる。すなわち、「入  
院させるのか、させないのか—

結核を予防するの、しとていうのワ、し  
である。

結局、おつたもんだの末、三名の入  
院をなちとり、更に、窓口を設け、以  
後、継続療養を行なうことを約束させ  
た。

仲間たちの。  
大阪市環境保健局の北門口上を許すべ  
ず、断固、追及していきなす。





大阪釜ヶ崎の冬にあなたの手を

## 釜ヶ崎の労働者に越冬の一〇〇万円カンパを！

〇はじめに

お元気でいらっしゃいますか。

早いもので、昨年、釜ヶ崎の労働者への「越冬カンパ」を呼びかけてから、もう一年たちました。昨年は、日本各地の方々から、カンパ（一八八件、一三四万七〇二七円）や衣料（四六件）をいただきありがとうございました（詳しくは、報告書「釜ヶ崎一九七五年冬」参照、実費三〇〇円）。しかし、釜ヶ崎の状況は少しも変わっておりません。厳しい冬を目前にして、今年もまた、わたしたちは、みなさんに越冬闘争支援を訴えなければなりません。残念ながら、越冬のたたかいなしには、労働者が死んでいくのを坐視することになるからです。

1. 一九七五年の就労状況：……
- 三人に二人はアブレ（失業）  
週に仕事は一〜二回

釜ヶ崎は、日本経済のパロメーターのようなもので、石油ショック以来、不況はもろに押しよせてきました。たとえば、一時は、四万人を越えた労働者・住民もこの不況では、釜ヶ崎ですら生活できないと、日本各地へ働きにでています。い

ま、人口は、三万前後です。年末には、各地から帰ってきま  
すのでふえますが。

さて、就労状況（日雇労働者の就職状態）は、決して好転しておりません。今夏、「あいりん労働福祉センター」（大阪府労働部の外郭団体）は、釜ヶ崎の労働と福祉の現状について数年振りに「報告書」を出しましたが、不況はその統計にもはつきり出ています。就労について言えば、センターを通じた一年間の就労人口は

一九七二年 七八万六九九三人

一九七五年 三〇万三二四八人

となつていますから、石油ショック前の好況期にくらべると昨年は就労率四〇パーセント以下ということになります。もう少し具体的にいいますと、七二年を基準にすれば、七二年は一〇人中一〇人が就労できたとすれば、七五年は一〇人中三〜四人、つまり六〜七人は失業ということになります。また、一〇日中六〜七日は仕事がないとも言いかえられます。しかし、これはほぼ毎日仕事のある若い人も入れた平均ですから、個々の場合はもっと悪いと言わなければなりません。週に一〜二度、月にして四〜五回ということになります。賃上げ以前の問題です。生活する——食べるギリギリすら保障

されていません。いきおい仕事が特におちこむ冬期は、労働者自身の炊き出しにたより、冬を越し生きのびねばなりません。もはや「なまけた」と言うよりも動く機会すら保障されていないのです。

仕事が保障されていないうえに、釜ヶ崎では「人権」が無視されていますから、行路病による死者が続出します。一九七五年度も二〇〇人を越えています(統計すら、釜ヶ崎については正確にとられていません)。

仕事保障や入院のための拠点として、労働者は「公園の使用」を大阪市にしましたが、不許可でした。結局、昨年の越冬のたかいは、テント村をつくりそこで炊き出しをする事ができず、外の場所での炊き出しを行い、公園で弁当をくばるといふ不自然なかたちを続けなければなりませんでした。このような不況のなかでたかわれた越冬とその後のたかいは次のようにまとめることができます。

## 2. 一九七五年越冬小史 \*キリスト教関係

一九七五年

10月27日 \*関西キリスト教都市産業問題協議会は越冬支援キャンプを実施することを決定

11月17日 \*支援キャンプ世話人会の手で、全国一千の教会・学校に支援キャンプ案内と五〇万円カンパ要請をおくる。

22日 第六回釜ヶ崎越冬闘争実行委員会結成

12月10日 花園公園で夕食の炊き出しはじまる

12月18日 一回一〇〇人以上のアブレ(失業)た労働者が夕食をたべに来る

22日 花園公園で行旅病による死者でる

23日 労働者のアブレふえ、炊き出し、昼夜二回 \*K U I M・協友会・市民生局に八越冬についての申し入れ提出

24日 \*いこいの家(金井愛明氏)のクリスマススイブ三角公園で野宿(アオカン)する人たちにカレーライスを配る

27日 \*K U I M越冬支援キャンプはじまる。会場は津守のカトリック教会司祭館。参加者は一月五日までで延一六一人、一日平均一六人。活動は、炊き出し、バザーによる基金づくり

29日 大阪市民生局による無料臨時宿泊所開所。一三〇〇人収容というが開所中に入所できなかった労働者が炊き出し弁当を食べに来る

一九七六年

1月5日 労働者、大阪市に対して抗議

12日 臨時無料宿泊所閉所 \*第一次支援キャンプこの日で終る

15日 この日から、協友会により夕食炊き出しが一月一林つづけられた

19日 救急車による病院のたらいまわしで、労働者西本さん死亡。病院に抗議

19日 \*二月からの第二次支援キャンプのためのカン

パ要請を全国の諸教会（一五〇〇）に出す

1月28日\*釜ヶ崎の近隣の教会に、釜ヶ崎越冬の意味を訴え、大阪市に対して抗議文、要請文を出すことになり、各教会を訪問

2月1日\*第二次支援キャンプは協友会にかわりKUI Mの支援キャンプが夕食の炊き出し担当。会場西成教会

17日\*大阪市に対し、教会、個人からよせられた要望をまとめて提出  
夜西成教会で「越冬支援・映画と討論の夕」を開く

29日\*KUI Mによる支援キャンプ終る

4月3日 東京・山谷、横浜、寿町、大阪・釜ヶ崎の労働者が共同で、労働省と「仕事保障」で団交  
24日\*KUI M後援で「釜ヶ崎地域問題研究会」活動をはじめ、越冬のたたかいの続き

6月14日 第六回釜ヶ崎越冬闘争実行委員会は、三月一日をもって解散、同日付で「釜ヶ崎仕事保障闘争委員会」が結成された。以来、同委員会の活動の一つとして続けられてきた炊き出しの拠点（花園公園）が、大阪市による「春の大掃除」の名目で、機動隊のバリケードにもまれて、ショベルカーで清掃される  
大阪市の職員は、この大掃除は人権を無視した「不当」のものだと非協力であった。

6月29日\*「地域問題研究会」主催（日雇労組協力）による「よみかき教室」、週二回、夜、いこいの家を会場にひらかれる。

7月1日 釜ヶ崎日雇労働組合結成

9月7日 4月3日に引きつづき、山谷、寿町、釜ヶ崎の労働者三団体と労働省と第二回団交

9月上旬\*「地域問題研究会」越冬について話し合い、また準備にとりかかる

10月25日\*KUI M、今年も越冬支援世話人会をつくり越冬支援をきめる

3. 今年の越冬のたたかい

○炊き出しのためのカンパ（二〇〇万円）

○夜間パトロールへの参加

わたしたちは、以上のような昨年のたたかいをふまえたうえで、今年もまた、釜ヶ崎における「矛盾」がもっとも集中する冬——二月〜二月——越冬支援のたたかいをすることになりました。わたしたちは、今年、釜ヶ崎日雇労働組合などが中心になってすすめられる第七回越冬のたたかいを支援するとともに、釜ヶ崎で活動するキリスト教のボランティアグループ協友会、（いこいの家・金井愛明、喜望の家・ストローム、老人食堂・ハインリッヒ神父など）とともにわたしたちの手でできる活動も展開したいと思います。

具体的には……

第一に、炊き出しへのカンパです。十二月と二月末までの

約三カ月間、夕食の炊き出し代をカンパしたい。一日約一万

円として九〇日で約一〇〇万円。また、衣料(シャツ、くつ

下、作業着(背広は不要)、ジャンパー、タオル、毛布、ふ

とんと食糧(米、みそ、しょう油、油など)

第二は、行旅病による死を防ぐための夜間パトロール。

第三は、行政の責任を求める大阪府、市への要望活動。

以上を計画していますので、具体的にご協力ください。

一九七六年十一月

関西キリスト教都市問題協議会

代表 平田 哲

越冬支援世話人会 前島 宗甫

釜ヶ崎越冬支援活動中間報告・一九七七年一月二五日

6

### 夜間医療パトロールには人材を 炊き出しにはカンパを

保革伯仲であれ、いわゆる革新府、市政下であれ、それらとは全く無関係に釜ヶ崎は厳しい。日雇労働者はいつも「死」と背をあわせての生活を強いられています。

わたしたち関西キリスト教都市産業問題協議会(以下KU

IM)が、釜ヶ崎の冬と取り組んだのは、今年が二回目です。

とくに今回は、釜ヶ崎で生活する釜ヶ崎地域問題研究会(キ

リスト者のボランティア)のメンバーと一緒に働くことができ

て大変心づよく思っています。(「釜だより」4「参照」)。

さて、昨年のわたしたちの呼びかけにこたえて、物心ともども越冬をご支援くださった方が

たにまず心からお礼もうしあげます。とくに二

年続けてのご支援も多く大変心強く思うとも

に、各地のみなさんのご支援があつてはじめてわたしたちも活動できたと考えております。

わたしたちは、昨年九月はじめてから越冬支援の準備をはじ

め、十二月二五日、釜ヶ崎日雇労働組合を中心に結成された

第七回釜ヶ崎越冬闘争実行委員会を支援するかたちで活動を

はじめました。支援の目標は次の三点です。

1. 釜ヶ崎の越冬について行政(府・市)に対して要望活動をしていく
2. 越冬の炊き出し費用のカンパ——一日一万円で二月末日までの六五日分を炊き出しにカンパする
3. 労働者の中から死者(凍死・餓死)を出さないよう



に夜間医療パトロールに協力する

ここに中間報告をなし、さらなる協力をみなさんに呼びかけます。

2

わたしたちは、大阪市に対して、一月五日、K U I M、地域研、協友会が代表となり、二四の個人、団体（教会）の署名とともに「要望書」を提出しました。一月二二日、具体的な回答を大きく、大阪市民生局保護課生活係と話し合いましたが、話し合いはノレンにウデおしでした。

要 望 書 主 旨

1. 釜ヶ崎の日雇労働者の人権を尊重する
2. 市民として対峙し、差別的待遇をやめる
3. 東京都なみに越冬のための特別公共事業をおこなす
4. 労働者全員を収容できかつ、生活の保障ができるまで民主的で必要な宿泊所を開設する
5. 病気の労働者を完全に病院に収容する
6. 身障者に対する対策を講じる
7. 老人に対する対策を講じる

ごくあたりまえの要望ですが、毎年同じことをくり返さなければならぬところに釜ヶ崎に対する行政の差別的なところがあります。第一、大阪市は、釜ヶ崎の労働者自身

とは、ひぎを交えて越冬について話しあおうとしません。またわたしたちの代表との話し合いにおいても、具体的な回答は何一つ出さず、「新聞でみてくれ」「みなさんの言うことはよくわかるが……」最後は、「忙しくて時間がないのでこれ以上は、……」といった言い分けだけです。たとえば、結核予防法三五条にいう開放性の患者（結核菌を日々まきちらしている）の入院について、どうすれば入院できるかと質問したのに対し、「それは環境保健局の仕事だ」といつて逃げるので、「では、環保局の誰にきけばよいか」と聞くと、「あいりん対策は生活係なので……」これまた責任のあいまいな返事になります。

大阪市には、基本的に釜ヶ崎の日雇労働者をひとりの人間、市民として対応していないことがはっきりしました。同席した協友会のストロームさん（釜ヶ崎で働く、ドイツルテル教会の宣教師）も、あまりにも、誠意のない答をくりかえすので「なぜこんな対応をわれわれにするのか」と強く抗議していました。

3

炊き出しは、現在、三回、労働者が中心になって行っています。昨年まで利用できた花園公園が「改良工事」と称する越冬へのいやがらせのため昨年一月一日から今年六月三〇日まで閉鎖（三メートルの鉄板で周囲に塀をつくる、その実、何の工事もしない）されたので、やむをえず、日雇労働組合の小さな事務所（三人は一杯）でつくり、リヤカーで仏現寺公園（今年の越冬の拠点）へ運びます（約十分間か



かります)。食事は、朝九時、昼一時、夜七時の三回で、一回平均七〇〜一〇〇人が利用しています。最高は、一月三日よるの一九五人です。炊き出しには、キリスト者のグループからも何人が手助けにいらしています。しかし、ここで心残りなのは、財政が苦しいので、ほとんど三食とも「ちゃわん一杯」の雑炊という状態です。食事どきにいやがらせのために来る西成署の警察官から「お前ら、あんなもの食って、よく生きてるな」といわれる始末です。生命を維持するのにギリギリのカロリーというところです。

みなさんからのお金のカンパは、一二月末で、九八万三七七〇円です。出来るだけ炊き出しの方へカンパしたいと思いません。今後ともよろしく。

また衣料などのカンパは、日本キリスト教団京都教区などのように教区として取り組んでくださったところもあります。が二三件（個人と団体、一二月末）、男物の防寒衣料が大だすかりです。一部分は、労働者に安くバザーで提供し、カンパの一部とし、また一部は、買うことのできない労働者に提供しています。暁光会大阪支部（カトリック系の福祉法人協友会のメンバー）からは、沢山のふとんや毛布の提供がありました。とにかく零度近い寒空の下で野宿（青カン）するのですから、防寒類のカンパは大変ありがたいです。（ただ古着といっても、女、子ども、さらには全く着れないボロ同然のものを送ってこられるのはときどき閉口します）。

4 夜間の医療パトロールは、今回とくに力を入れた活動の一つです。越冬闘争実行委員会医療

班、労働者とともに一二月二五日以来一日もかかさず、午後八時と午前二時にパトロールを続けています。医療パトロールの目的は、凍死者を出さない、また病人やケガ人の保護や救急治療です。そして労働者が相互に助け合って生きていく、たたかっていくきっかけを作ることにあります。

一二月二五日以来一月一〇日までの青カン者は、約二千五百人ですから、一日平均一五〇人です（午前二時現在）。今、釜ヶ崎労働者は一万八千人といわれていますから、約一〇〇人に一人は、毎日、宿代がなく（仕事がなく）、青カンしていることとなります。この労働者たちが、凍死することなく、暖をとり、たとえ外であってもフトンにねるようになるのがパトロールの一つの任務です。さらには、緊急の投葉等です。腹痛、頭痛、胃痛などや火傷があります。ケガの中には、し・のぎ屋に（西成路上強盗、とくに酔った労働者がやられます）なぐられ、頭や顔にケガした人たちがいます。わたしたちの手ではどうにもできない病人やケガ人は、救急車で病院に送ります。その件数は、約三〇件（一月一〇日現在）です。毎夜中に、〇・六平方キロメートルの地域に二台もの救急車が必要なのです。また、病人は、翌日、医療班とともに医療センター（院長本田良寛）にいきます。青カンをしている労働者で一日平均八人の者が病院にいきます（一月一五日現在で計一七〇人）。中には入院しなければならぬ者（開放性の結核、結核予防法、第二八条、第二九条、第三五条）もいますが、市の相談所でことわられたケースも少くありません。

パトロールをしていま一つ気のついたことは、次の点です。大阪市は青カン者をなくするために一二月二九日～一月九日まで、約一千人分の無料宿泊所を用意しました。受け付けから生活指導まですべて警察官付きの施設は労働者には不評でした。しかも、その同時期に毎日一五〇～二〇〇人の青カン者がいたことは、大阪の行政がいかに労働者不在をかよく物語っています。パトロールに参加したものは、午前二時の寒風のもと釜ヶ崎のあちこちに、この目でその現実をしっかりと確認しました。



5 ストロームさんとルーテル教会のご好意で使わせていただいている「希望の家」を拠点に、わたしたちの活動は二月末まで続きますが、前半はK U I Mや地域研が中心になり、後半は協友会（地域内のキリスト教のボランティアグループの集り）が中心になり相互に協力してつづけます。どうかこの支援活動をまっとうするためにも、パトロールには人材を、また炊き出しにはカンパのご協力を心からお願います。以上をもってお礼とお願いいたします。

連絡先・大阪市西成区萩ノ茶屋二一八―一八

希望の家 越冬支援キャンプ

電話 夜六時より ○六一六三三―一三二〇

K U I M代表

平田 哲

越冬支援キャンプ世話人

前島 宗甫



三角公園前の支援バザー  
(一九七六年二月)

団体(二三〇団体) 敬称略

日本キリスト教団総会席上・豊科教会・岡  
 日本キリスト教団総会席上・豊科教会・岡  
 崎教会・高梁教会・日本アッセンブリー教団  
 大阪中央福音教会・甲子園教会・阿倍野教会  
 ・聖愛園バザー実行委員会・大阪YMCA予  
 備校・寝屋川伝道所・日本自由メソジスト教  
 団堺基督教会・日本聖公会大阪聖ヤコブ教会  
 ・大正区伝道所CS・室町教会・大阪朝禱会  
 ・国際教育センター・浪花教会婦人会・天草  
 平安伝道所・大阪女学院中学高等学校・福知  
 山教会・洛陽教会婦人会・プール学院短大  
 生教職員一同・二本松教会・武庫之荘教会・  
 大阪聖和教会婦人会一同・京都教区社会部・  
 高石教会CS・草津教会附属信愛幼稚園・京  
 都教区「教会と社会特別委員会」・大正区伝  
 道所・岸和田教会・日本聖公会芦屋聖マルコ  
 教会有志・高槻日吉台教会・貝塚教会・東梅  
 田教会・日本自由メソジスト教団日本橋教会  
 ・桃山学院高等学校・日本聖公会大阪聖アン  
 デレ教会・在日大韓西成教会・東十三教会・  
 延岡使徒教会・三本木教会・徳山教会・近江  
 兄弟社中高等学校・中村教会・土佐福音教会

・日本自由メソジスト教団大阪東南基督教会  
 及CS・名寄教会・南住吉教会・梅花学園中  
 高等学校宗教部・香里ヶ丘教会・笠岡教会・  
 佐世保教会・登米教会・呉山手教会・豊中使  
 徒教会・穴喰教会・さかえ保育園・大阪西淀  
 川教会・西淀川愛光幼稚園・大分教会・愛隣  
 幼稚園・日本キリスト教団労働組合・尼ヶ崎  
 教会・大阪聖和教会・いずみ教会・市川三本  
 松教会・岩国教会・宇治教会・茨木東教会・  
 城西教会CS・石橋教会・上鳥羽教会・神戸  
 YWCA・日本聖公会聖ヨハネ教会・川東  
 教会・同志社大学神学部・京都復興教会・名  
 古屋学院・松原教会婦人会・西成教会・浜寺  
 教会・延岡城山教会・紫野教会・鴨方教会・  
 竹岡教会・日本自由メソジスト教団布施源氏  
 ケ丘教会・広島南部教会・摂津富田教会・同  
 婦人会・御影教会・宇和島中町教会・多井畑  
 伝道所CS・芦屋岩園教会・高槻教会・駒沢  
 教会・洛北教会・松山山越教会・木造教会・  
 塩釜東教会・花巻教会・羽犬塚教会・和歌山  
 教会・能勢口教会・仙台北三番丁教会・伊予  
 長浜教会・大阪大道教会・関西学院中学部生

徒一同・梅花教会CS・館坂橋教会・宮崎教  
 会・久留米東町教会・八戸柏崎教会・神戸雲  
 内教会・若葉幼稚園・大森めぐみ教会・布施  
 源氏ヶ丘教会婦人部・安芸教会・神戸丸山教  
 会・近江平安教会・柿ノ木坂教会・馬町教会  
 CS・京都大宮教会CS・茅ヶ崎恵泉教会・  
 近江八幡教会・下松教会・仙台ホサナ教会

●みなさんありがとうございました

個人(一三八名) 敬称略

大野小康・L・ラーソン・荒谷恒喜・近藤  
 善彦・山田健一郎・小柳伸顕・中井武平・真  
 田治彦・田中清嗣・塩沢美代子・三井久・中  
 村敏夫・榎本昌弘・大杉利幸・沢田静夫・牛  
 窪浩・大石嗣郎・カーター・小柳玲子・木安  
 透・匿名(清水消印)・羽根田豊・藤田勲・  
 重野信之・小柳初子・相馬幸子・山泉良子・  
 藤井津多子・利光三郎・純子・森川春海・高  
 橋和彦・白井進・八木潤子・西古家キミ子・  
 今西利雄・池田進・阿部篤子・志波英樹・優  
 子・竹広みのる・竹内美耶子・萩本喜久栄・  
 田辺哲朗・平田哲・寺田某(大阪住之江区消  
 印)・中根和子・柳原ミイ・小林平和・徳川

れい子・土屋菊男・岸上守、昭子・鈴木激、

物資（衣類・ふとん・毛布・米・卵他）

恭子・平田澄江・藤代泰三・匿名（西成保母）

団体（二八団体）

宮本愛子・矢田絹子・角保子・古賀亘・今井

函館教会婦人会・都城妻ヶ丘教会・留萌キ

数一・中井克之・E・ストローム・赤木つや

リスト教会婦人会・室町教会・日本キリスト

子・前島宗甫、容子、真喜子・土永博・久家

教団京都教区社会部・武庫之荘教会・河内天

謙吉・魚住せつ・山崎百合・匿名（池田市）

美教会・生野教会教会学校・日本自由メソジ

三谷輝夫・犬養光博・野々村耀・津田厚子・

スト教団大阪学院教会・同教団東南基督教会

小柳俊明・高柳・小柳まど、うた、選・井上

・大阪YWCA千里センター・高槻日吉台教

摩耶子・中野ふじ子・遠山広子・三宅政子・

会・日本聖公会聖アンデレ教会・駒沢教会・

田中厚子・稲垣紀代・川畑とし子・村山盛忠

福知山教会・能勢口教会・高石教会・神戸Y

・藤田百合子・内田康一・一信徒（三原消印）

WCA・石橋教会・日本聖公会聖マルコ教会

鈴木昭子・菊田弘子・三匹の小ぶた（寝屋川

・神戸学生、青年センター・南住吉教会・日

木田消印）・砂野文枝・東岡山治・小林順子

本福音ルーテル京都教会・浪花教会・土々呂

・三好博・栗原佐代子・森田玲子・鈴木昭吾

幼稚園・児島教会・延岡城山教会・東梅田教

・桑原喜代子・鎌田マサミ・明智千加子・大

会

倉幾代・山本愛二郎・吉村美智子・高橋隆教

個人（二二人）

・坂部妙子・大西ひとみ・匿名（ふるさとの

伊藤志朗・高橋和彦・入来宣子・高橋喜美

家）・安藤勇・高橋昇・荒巻千秋・中村信嗣

子・福井武雄・金子宏・則武秀尚・岡本潔・

・延原信子・宇野勇次・福山隆雄・一信徒

沢崎弘美・沼沢忠・代田明美・野々村耀・益

（横須賀清印）・小杉邦夫・田中謀・内海初

田栄三・茂木明代・尾田和夫・森田玲子・栄

子・古川富也・森田恒一・坂井敏子・神戸淑

田三治、清江・木下夏子・山崎睦子・滝沢義

子・代田明美・井戸操・野尻鈴・中沢勉・山

田三治、清江・木下夏子・山崎睦子・滝沢義

本弘子・石井邦也・一信徒（伏見消印）・小

一・中山芳子・城戸優一

杉直・佐藤ます・小谷春夫・寺尾誠・

カンパ・物資を本にありがとうございま

した。全国から釜ヶ崎の冬をおぼえて、お

祈りと激励の手紙と共に次々とお送り下さ

いまして、支援キャンプの我々や労働者を

はげまし支えて下さいました事を心から感

謝申し上げます。

▼総額二、一〇六、二一九円

教会・団体 一、一五〇、〇二九円

個人 八六五、五五八円

バザー収益 九〇、六三二円

を与えられました。感謝

▼お送り下さいました物資は、直接野宿する労働者に配布し、また路上バザーを開いて格安で提供し、収益金は炊き出しの為に用いさせていただきました。

▼会計報告は別刷のプリントをごらん下さいませ。細心の注意を払っておりますが、もし記入もれや誤記がございましたらぜひご連絡下さいませ。ご不明な点はご遠慮なくお問い合わせ下さい。（事務局・荒川純太郎）

カンパ報告

私達にとって「越冬」とは一体何だったの  
 だろうか。「越冬」を終わって振り返って見  
 ると、つくづく底の深さを考えさせられる。

パトロールの途中でも、皆と話した事だが、  
 私達はパトロールが終わると、部屋に帰り、  
 あたたかい布団の上に寝るのだが、「青カン」  
 をしている労働者は依然として、寒空の下で  
 寝ている。この頃、パトロールをする以上は、  
 「青カン」とまで言わなくても、たき火の回  
 りなり、医療センターの前なりで、労働者と  
 一緒に寝起きしなければ、結局、単なる一時  
 しのぎ、なぐさめに終わってしまうのではな  
 いかと言う事を考える時がある。しかし、そ  
 の事を実際にやっただとしても、本当に意志が  
 疎通し、問題を共有できるかどうか疑問で  
 ある。泥沼というのだろうか。

結局、いつも思う事は、「生きるという事  
 は、死なないという事ではない」と言う事で  
 ある。私の中に深い闇があり、それは、釜ヶ  
 崎の闇、奈落につながっている。非常にマイ  
 ナーになったのでブラックユーモアでも。

アマゾンの原始林はどうやってできたのか。  
 もしかしたら、釜ヶ崎の裏はブラジルで「青

空トイレ」のおかげで肥しが、良くきいたか  
 らではないのか？

(釜のかわず)

編集集のお手伝いといっても、ほとんどQさ  
 んにおんぶされて名を連らねるのも恥しい限  
 りです。しかし編集集というと原稿の催促が大  
 きな仕事と思っていたら、今回は締切日まで  
 にキッチンと寄せて下さり、驚きました。こん  
 なうれしい経験は始めてです。私自身がそう  
 でしたが、この報告書を読まれたら、だいた  
 い釜ヶ崎の全貌をつかむことができますと思い  
 ます。この報告書から新たな連帯の和が広ま  
 ることを願いつつ。

(信)

真冬の記録を夏に出すのもいささか「季節  
 外れ」の感はありますが、こと釜ヶ崎では、  
 状況は四季を通じて少しも変わりません。不況  
 の続くいま、日雇労組の炊き出しには、毎回  
 五〇―七〇人の労働者が集り、厳しい現実  
 直面しています。

昨日は、お隣りの大正区の飯場で火事があ  
 り、労働者一二名が焼死する惨事がありまし  
 た。飯場建築はすべてが違法だらけですが、

これまで全然とりしまられてきませんでした。  
 一二人死ぬと大さわぎです。釜ヶ崎もこれと  
 表裏をなしています。弱い部分は、徹底的に  
 押し込められています。

地域研を中心に「越冬後」の活動を続けて  
 います。活動への関心をお持ちの方は、希望  
 の家気付「釜ヶ崎地域問題研究会」あてに、  
 「釜だより」(現在七号まで発行・月刊一六  
 ページ)をお申し込み下さい。

今回の報告書に写真をたくさん使うことが  
 できたのは、地域研の小杉邦夫さんのおかげ  
 です。あらためて感謝もうしあげます。また  
 地域研・KUIIM共同で「越冬のスライド」  
 を製作中、できましたらまたご利用ください。  
 秋には完成予定。

(Q)

発行日	一九七七年七月五日
発行所	大阪市西成区萩ノ茶屋二一八一―八
編集兼 発行人	越冬支援キャンプ報告書編集委員会 (協友会・地域研・KUIIM)
印刷	京都 木村桂文社
印 価	三〇〇円 (以上)